

新 旧 対 照 表

新

高知県屋外広告物条例施行規則 (抜粋)

本則

(広告物協定の認定の申請等)

第4条 略

2 知事は、前項の規定による申請に係る広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合は、条例第8条第1項の規定に基づく認定をするものとする。

(1)・(2) 略

(3) 知事が必要があると認める書類を添付していること。

3 略

(違反広告物等である旨の表示)

第16条 条例第25条の規定に基づく違反広告物等である旨の表示は、別記第6号様式による表示書を当該違反広告物等に貼り付けてするものとする。

(広告物等を返還する場合の手続)

第18条 条例第31条の規定による保管した広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等(以下この項において「所有者等」という。)であることの証明は、次に掲げる書類を提示してしなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 所有者等又は受任者の運転免許証その他官公署が所有者等又は受任者に対して発行した身分を証明する書類であって本人であることを確認するに足りるもの(当該所有者等又は受任者の写真を貼り付けたものに限る。)

2 略

(登録申請書の添付書類)

旧

高知県屋外広告物条例施行規則 (抜粋)

本則

(広告物協定の認定の申請等)

第4条 略

2 知事は、前項の規定による申請に係る広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合は、条例第8条第1項の規定に基づく認定をするものとする。

(1)・(2) 略

(3) 知事が必要と認める書類を添付していること。

3 略

(違反広告物等である旨の表示)

第16条 条例第25条の規定に基づく違反広告物等である旨の表示は、別記第6号様式による表示書を当該違反広告物等にはり付けてするものとする。

(広告物等を返還する場合の手続)

第18条 条例第31条の規定による保管した広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等(以下この項において「所有者等」という。)であることの証明は、次に掲げる書類を提示してしなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 所有者等又は受任者の運転免許証その他官公署が所有者等又は受任者に対して発行した身分を証明する書類であって本人であることを確認するに足りるもの(当該所有者等又は受任者の写真をはり付けたものに限る。)

2 略

(登録申請書の添付書類)

3 略

(講習科目)

第 27 条 略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により前項第 3 号の講習科目の受講を免除するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 44 条第 1 項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 略

3 略

(審議会の組織)

第 31 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、第 1 号から第 4 号までに掲げる者については、それぞれ 1 名以上委嘱しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当であると認めた者

2 略

別表第 1(第 2 条関係)

区分	広告物又は掲出物件の種類	意 義
素材及び形態による区分	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件に貼り付けて広告物を表示するもので、はり札等及び立看板等以外のもの
区分	はり札等	条例第 4 条第 3 項のはり札等

3 略

(講習科目)

第 27 条 略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により前項第 3 号の講習科目の受講を免除するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 44 条第 1 項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 略

3 略

(審議会の組織)

第 31 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、第 1 号から第 4 号までに掲げる者については、それぞれ 1 名以上委嘱しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認めた者

2 略

別表第 1(第 2 条関係)

区分	広告物又は掲出物件の種類	意 義
素材及び形態による区分	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件にはり付けて広告物を表示するもので、はり札等及び立看板等以外のもの
区分	はり札等	条例第 4 条第 3 項のはり札等

	広告旗	条例第4条第3項の広告旗	
	立看板等	条例第4条第3項の立看板等	
	広告幕等	布等により広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等以外のもの	
	アドバルーン	気球等を利用して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
利用物件による区分	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
	電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
	公益物件利用広告物等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件(知事が認めるものに限る。)を利用して、表示し、又は設置するもの(寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く。)	
敷地形態による区分	建物利用広告物等	屋上	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの。建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを含む。
		突出	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、屋上

	広告旗	条例第4条第3項の広告旗	
	立看板等	条例第4条第3項の立看板等	
	広告幕等	布等により広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等以外のもの	
	アドバルーン	気球等を利用して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
利用物件による区分	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
	電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの	
	公益物件利用広告物等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件(知事が認めるものに限る。)を利用して、表示し、又は設置するもの(寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く。)	
敷地形態による区分	建物利用広告物等	屋上	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの。建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを含む。
		突出	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、屋上

	告物等	広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物等	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの
	野立て広告物等	建物の所在しない土地に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの

別表第3(第6条関係)

広告物又は掲出物件の種類	規 格
全ての広告物又は掲出物件(共通事項)	<p>1 歩道の上空を占有して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの下端は当該歩道の路面から2.5メートル以上、車道の上空を占有して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの下端は当該車道の路面から4.5メートル以上離れていること(道路横断広告物等及び公益物件利用広告物等並びに道路に設置している電柱等利用広告物等を除く。)</p> <p>2 蛍光色を使用しないこと(広告物活用地区に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。)</p>
道路横断広告物等	<p>1 道路を横断している部分の下端は、当該道路の路面から4.7メートル以上離れていること。</p> <p>2 公益のために広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものであること。</p>
電柱等利用広告物等	電柱等が道路に設置されているときは、電柱等の表面に接して巻き付けるものであること。
屋上広告	建物の壁面又はひさしの端の垂直面状を超えて外部に突き出

	告物等	広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物等	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの
	野立て広告物等	建物の所在しない土地に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの

別表第3(第6条関係)

広告物又は掲出物件の種類	規 格
すべての広告物又は掲出物件(共通事項)	<p>1 歩道の上空を占有して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの下端は当該歩道の路面から2.5メートル以上、車道の上空を占有して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの下端は当該車道の路面から4.5メートル以上離れていること(道路横断広告物等及び公益物件利用広告物等並びに道路に設置している電柱等利用広告物等を除く。)</p> <p>2 蛍光色を使用しないこと(広告物活用地区に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。)</p>
道路横断広告物等	<p>1 道路を横断している部分の下端は、当該道路の路面から4.7メートル以上離れていること。</p> <p>2 公益のために広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものであること。</p>
電柱等利用広告物等	電柱等が道路に設置されているときは、電柱等の表面に接して巻き付けるものであること。
屋上広告	建物の壁面又はひさしの端の垂直面状を超えて外部に突き出

物等	ていないこと。
突出広告 板等	建物その他の工作物からの突き出し幅は 1.5 メートル以下であり、かつ、道路境界線からの突き出し幅は 1.0 メートル以下であること。
壁面等広 告物等	広告物又は掲出物件の一部が、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置している壁面を超えて突き出していないこと。

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当する全ての種類の規格に適合しなければならない。

別記第1号様式(第3条関係)

広告物等許可申請書(新規・更新・変更等)

[別紙参照]

広告物等許可証

[別紙参照]

第2号様式(第11条関係)

広告物等表示・設置等完了届

[別紙参照]

第4号様式(第14条関係)

広告物等表示・設置者等変更届

[別紙参照]

第9号様式(第19条関係)

身分証明書

[別紙参照]

物等	ていないこと。
突出広告 板等	建物その他の工作物からの突き出し幅は 1.5 メートル以下であり、かつ、道路境界線からの突き出し幅は 1.0 メートル以下であること。
壁面等広 告物等	広告物又は掲出物件の一部が、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置している壁面を超えて突き出していないこと。

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の規格に適合しなければならない。

別記第1号様式(第3条、第9条関係)

広告物等許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第11条関係)

広告物等表示・設置等完了届

[別紙参照]

第4号様式(第14条関係)

広告物等表示・設置等変更届

[別紙参照]

第9号様式(第19条関係)

身分証明書

[別紙参照]

第 10 号様式 (第 21 条関係)

屋外広告業登録申請書

[別紙参照]

第 11 号様式 (第 22 条関係)

誓約書

[別紙参照]

第 13 号様式 (第 23 条関係)

屋外広告業者登録簿

[別紙参照]

第 15 号様式 (第 24 条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

[別紙参照]

第 17 号様式 (第 26 条関係)

屋外広告物講習会受講申込書

[別紙参照]

第 20 号様式 (第 29 条関係)

屋外広告業帳簿

[別紙参照]

第 10 号様式 (第 21 条関係)

屋外広告業登録申請書

[別紙参照]

第 11 号様式 (第 22 条、第 24 条関係)

誓約書

[別紙参照]

第 13 号様式 (第 23 条関係)

屋外広告業者登録簿

[別紙参照]

第 15 号様式 (第 24 条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

[別紙参照]

第 17 号様式 (第 26 条関係)

屋外広告物講習会受講申込書

[別紙参照]

第 20 号様式 (第 29 条関係)

屋外広告業帳簿

[別紙参照]